

## 処分基準

番 号	1-1
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
<p><b>【基準】</b> 第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってにのうみの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

処分基準

番 号	1-2
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	使用の拒否等
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用の拒否等) 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、使用を拒否し、又は施設からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員</p> <p>(4) その他にのうみの管理上支障があると認められる者</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	1-3
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 12 条第 1 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
<p><b>【基準】</b> 第 12 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 12 条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 使用料は、別表第 2 に掲げる額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	1-4
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第 16 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 4 号
<p><b>【基準】</b> 第 16 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (目的外使用料) 第 16 条 目的外使用の許可を受けてにのうみの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 3 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	1-5
担 当 部 署	政策企画部 企画調整課
電 話 番 号	0771-25-5006

処 分 の 概 要	保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
根 拠 条 項	第18条第1項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成30年亀岡市条例第4号
<p><b>【基準】</b> 第18条第1項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (保証金) 第18条 市長は、必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。</p> <p>2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。</p> <p>3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。</p> <p>4 保証金には、利子を付けない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-1
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市児童館条例施行規則
根 拠 条 項	第 5 条第 1 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 47 年亀岡市規則第 8 号
<p><b>【基準】</b> 第 5 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し) 第 5 条 使用の許可を受けた者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) 条例又はこの規則の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) その他管理上必要があるとき。 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、市はその補償の責めを負わない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-2
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立文化センター条例
根 拠 条 項	第5条第1項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成14年亀岡市条例第12号
<p><b>【基準】</b> 第5条第1項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し) 第5条 使用の許可を受けた者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) その他管理上必要があるとき。 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、市はその補償の責めを負わない。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	2-3
担 当 部 署	生涯学習部 人権啓発課
電 話 番 号	0771-25-5018

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市立文化センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 14 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 6 条 使用者は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-4
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年 亀 岡 市 条 例 第 1 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的を変更したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 災害その他不可抗力の事由によってガレリアの使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-5
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
<p><b>【基準】</b> 第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他ガレリアの管理上支障があると認められる者</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	2-6
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 11 条第 1 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
<p><b>【基準】</b> 第 11 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 11 条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 使用料は、別表第 3 に掲げる額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-7
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 15 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
<p><b>【基準】</b> 第 15 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (目的外使用料) 第 15 条 目的外使用の許可を受けてガレリアの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 4 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-8
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用の保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例
根 拠 条 項	第 17 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 1 号
<p><b>【基準】</b> 第 17 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (保証金) 第 17 条 目的外使用者は、保証金を納付しなければならない。 2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。 3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。 4 保証金には、利子を付けない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-9
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	附帯設備の使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ガレリアかめおか条例施行規則
根 拠 条 項	第10条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成18年亀岡市規則第7号
<p><b>【基準】</b> 第10条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (附帯設備の使用料) 第10条 附帯設備を使用しようとする者は、市長が別に定める使用料を納付しなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-10
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
<p><b>【基準】</b> 第 5 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によって会館の使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-11
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他会館の管理上必要があると認められる者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-12
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 9 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条第 2 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 9 条 会館の使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。 2 会館の利用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合に限り後納させることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-13
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 12 条の 2 第 1 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
<p><b>【基準】</b> 第 12 条の 2 第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (目的外使用料) 第 12 条の 2 目的外使用の許可を受けて会館の一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 3 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	2-14
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用の保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市交流会館条例
根 拠 条 項	第 12 条の 4 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 8 年亀岡市条例第 21 号
<p><b>【基準】</b> 第 12 条の 4 第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (保証金) 第 12 条の 4 市長は、必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。</p> <p>2 前項の保証金は、使用状況又は種別により、その都度市長が定める。</p> <p>3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。</p> <p>4 保証金には、利子をつけない。</p>	
備考	

処分基準

番 号	2-15
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	スポーツクライミング施設の附帯設備の使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市交流会館条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条 の 2
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 18 年 亀 岡 市 規 則 第 8 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条 の 2 の 規 定 に よ る。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (スポーツクライミング施設の附帯設備の使用料) 第 6 条 の 2 条 例 別 表 第 1 に 規 定 す る ス ポ ー ツ ク ラ イ ミ ン グ 施 設 の 附 帯 設 備 に 係 る 規 則 で 定 め る 額 は、次 の と お り と す る。 附帯設備の種類 単位 1 使用時間区分の使用料 靴 1 足 220 円 ハーネス 1 式 220 円 チョークボール及びチョークバッグ 1 式 110 円</p>	
備考	

処分基準

番 号	2-16
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令 ( 例 規 ) 名	石田梅岩記念館設置条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 30 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 災害その他不可抗力の事由によって記念館の使用ができなくなったとき。 (5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-17
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	石田梅岩記念館設置条例
根 拠 条 項	第10条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和6年亀岡市条例第30号
<p><b>【基準】</b> 第10条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に規定する暴力団員等</p> <p>(4) その他記念館の管理上支障があると認められる者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-18
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	石田梅岩記念館設置条例
根 拠 条 項	第 13 条第 2 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 30 号
<p><b>【基準】</b> 第 13 条第 2 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 13 条 使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。 2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合に限り後納させることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-19
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	石田梅岩記念館設置条例
根 拠 条 項	第 17 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 30 号
<p><b>【基準】</b> 第 17 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (目的外使用料) 第 17 条 目的外使用の許可を受けて記念館の一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-20
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	目的外使用料の保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	石田梅岩記念館設置条例
根 拠 条 項	第 19 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 30 号
<p><b>【基準】</b> 第 19 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (保証金) 第 19 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。</p> <p>2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。</p> <p>3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。</p> <p>4 保証金には、利子を付けない。</p>	
備考	

処分基準

番 号	2-21
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	利用料金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	石田梅岩記念館設置条例
根 拠 条 項	第26条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 30 号
<p><b>【基準】</b> 第26条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (利用料金) 第26条 記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第13条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金(以下、「利用料金」という。)を前納しなければならない。この場合において、第13条及び第15条の規定並びに別表第1並びに別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。 2 前項の利用料金の額は別表第1に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	2-22
担 当 部 署	生涯学習部 市民力推進課
電 話 番 号	0771-25-5002

処 分 の 概 要	附帯設備の使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	石田梅岩記念館設置条例施行規則
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 7 年亀岡市規則第 25 号
<p><b>【基準】</b> 第 10 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (附帯設備の使用料) 第 10 条 附帯設備等を使用しようとする者は、市長が別に定める使用料を納付しなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-23
担 当 部 署	生涯学習部 文化芸術課
電 話 番 号	0771-25-5068

処 分 の 概 要	指定文化財の指定の解除
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市文化財保護条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 43 年亀岡市条例第 43 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (指定の解除) 第 7 条 市長は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その指定を解除することができる。 (1) 文化財がその価値を失なったとき。 (2) 文化財が滅失したとき。 (3) 文化財が国又は府の指定を受けることとなったとき。 (4) 文化財が市内に存在しなくなったとき。 (5) その他特殊の事由があるとき。 2 市長は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を公示するとともに、当該文化財の所有者等に通知しなければならない。 3 前項の通知を受けたときは、所有者等は、直ちに指定書を市長に返還しなければならない。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	2-24
担 当 部 署	生涯学習部 文化芸術課
電 話 番 号	0771-25-5068

処 分 の 概 要	選定文化財の選定の解除
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化財保護条例
根 拠 条 項	第 9 条により準用された第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年亀岡市条例第 43 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条により準用された第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (選定の解除) 第 9 条 選定文化財の解除は、第 7 条の規定を準用する。</p> <p>(指定の解除) 第 7 条 市長は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その指定を解除することができる。 (1) 文化財がその価値を失なったとき。 (2) 文化財が滅失したとき。 (3) 文化財が国又は府の指定を受けることとなったとき。 (4) 文化財が市内に存在しなくなったとき。 (5) その他特殊の事由があるとき。 2 市長は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を公示するとともに、当該文化財の所有者等に通知しなければならない。 3 前項の通知を受けたときは、所有者等は、直ちに指定書を市長に返還しなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	2-25
担 当 部 署	生涯学習部 文化資料館
電 話 番 号	0771-22-0599

処 分 の 概 要	入館料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市文化資料館条例
根 拠 条 項	第3条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和60年亀岡市条例第23号
<p><b>【基準】</b> 第3条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館料) 第3条 資料館の展示品を観覧しようとする者は、次表に定める額の入館料を納付しなければならない。</p> <p>区分 入館料 普通展示 1人1回500円以内で、規則で定める額 特別展示 1人1回1,000円以内で、規則で定める額(普通展示の入館料を含む。)</p> <p>2 前項に定める「特別展示」とは、市長の指定する特定のテーマによる展示とし、普通展示とは、「特別展示」以外のものとする。</p>	
備考	

処分基準

番 号	2-26
担 当 部 署	生涯学習部 文化資料館
電 話 番 号	0771-22-0599

処 分 の 概 要	利用の制限
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市文化資料館条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 60 年亀岡市条例第 23 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (利用の制限) 第 6 条 市長は、資料館を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は管理者の指示に違反したとき。 (2) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-1
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	手数料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市行政不服審査に関する条例
根 拠 条 項	第 11 条第 2 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 11 号
<p><b>【基準】</b> 第 11 条第 2 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (手数料) 第 11 条 2 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項(他の法令において準用する場合を含む。)及び法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 4 項の条例で定める手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号。以下「令」という。)第 11 条第 1 号又は第 2 号に掲げる交付の方法 用紙 1 枚につき 10 円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50 円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。 (2) 令第 11 条第 3 号に掲げる交付の方法 同条第 1 号又は第 2 号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-2
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市庁舎使用料条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 2 年亀岡市条例第 14 号
<p><b>【基準】</b> 第 3 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 3 条 庁舎の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号の区分に従い当該各号に定める額の使用料を納入しなければならない。 (1) 市民ホールの使用者 別表第 1 に掲げる額 (2) 開かれたアトリエの使用者 別表第 2 に掲げる額 (3) その他の使用者 別表第 3 に掲げる額の範囲内において市長が定める額</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-3
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5010

処 分 の 概 要	許可の取消し等
法 令 ( 例 規 ) 名	市民ホール使用規則
根 拠 条 項	第 4 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 2 年 亀 岡 市 規 則 第 26 号
<p><b>【基準】</b> 第 4 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (許可の取消し等) 第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民ホールの使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用を停止させるものとする。 (1) 市民ホールの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。 (2) 期限内に使用料を納入しないとき。 (3) 使用の目的を許可なく変更したとき。 (4) 法令又は法令の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき。 (5) 市において公用又は公共用に供する必要が生じたとき。</p>	
備考	

処分基準

番 号	3-4
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市河原林生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 28 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号の一に該当するとき、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-5
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市河原林生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 28 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他センターの管理上必要があると認められる者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-6
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市西別院生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 27 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号の一に該当するとき、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-7
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市西別院生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 27 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他センターの管理上必要があると認められる者</p>	
備考	

処分基準

番 号	3-8
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するとき、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-9
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他センターの管理上必要があると認められる者</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	3-10
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市大井生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 26 号
<p><b>【基準】</b> 第 10 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 10 条 センターの使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-11
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的を変更したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-12
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他センターの管理上必要があると認められる者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-13
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年亀岡市条例第 9 号
<p><b>【基準】</b> 第 10 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 10 条 センターの使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	3-14
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市暴力団排除条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年亀岡市条例第 24 号
<p><b>【基準】</b> 第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (罰則) 第 17 条 第 9 条第 5 項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 第 9 条第 5 項又は第 6 項の規定に違反した元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、5 万円以下の過料に処する。</p>	
備考	

処分基準

番 号	3-15
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市葦田野生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 25 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号の一に該当するとき、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	3-16
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市葦田野生涯学習センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 25 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他センターの管理上必要があると認められる者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-1
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	指導及び助言
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
根 拠 条 項	第10条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和2年亀岡市条例第8号
<p><b>【基準】</b> 第10条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (指導及び助言) 第10条 市長は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組を推進するため、市民等及び事業者に対し必要な指導及び助言を行うこととする。</p>	
備考	

処分基準

番 号	4-2
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	立入調査等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 8 号
<p><b>【基準】</b> 第 11 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (立入調査等) 第 11 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所等に立ち入り、必要な調査をさせ、又は事業者に対し、必要な報告を求めることができる。 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めがあるときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-3
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	勧告
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
根 拠 条 項	第12条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和2年亀岡市条例第8号
<p><b>【基準】</b> 第12条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (勧告) 第12条 市長は、第5条第1項及び第2項に違反した事業者に対し、期限を定め、その是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>	
備考	

処分基準

番 号	4-4
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	違反者の公表
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例
根 拠 条 項	第 13 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 8 号
<p><b>【基準】</b> 第 13 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (違反者の公表) 第 13 条 市長は、事業者が正当な理由なく第 11 条第 1 項の規定による立入りを拒み、若しくは同項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前条の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をする場合は、あらかじめ第 14 条第 1 項の規定により設置する審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長は、第 1 項の規定による公表をする場合には、あらかじめ当該事業者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-5
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	指導又は勧告
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市ポイ捨て等禁止条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 1 号
<p><b>【基準】</b> 第 11 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (指導又は勧告) 第 11 条 市長は、第 7 条から第 9 条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-6
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市ポイ捨て等禁止条例
根 拠 条 項	第12条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和2年亀岡市条例第1号
<p><b>【基準】</b> 第12条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (措置命令) 第12条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-7
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	行政代執行の執行
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市ポイ捨て等禁止条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 1 号
<p><b>【基準】</b> 第 13 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (代執行) 第 13 条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより、自ら空き地の所有者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-8
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市ポイ捨て等禁止条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 1 号
<p><b>【基準】</b> 第 14 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第 14 条 第 7 条及び第 8 条の規定に違反した者が、第 12 条の規定による命令に違反したときは、5 万円以下の過料に処する。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-9
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的を変更したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 災害その他不可抗力の事由によって施設の使用ができなくなったとき。</p> <p>(5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

処分基準

番 号	4-10
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
<p><b>【基準】</b> 第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等</p> <p>(4) その他施設の管理上支障があると認められる者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-11
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
<p><b>【基準】</b> 第 11 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 11 条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-12
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
<p><b>【基準】</b> 第 15 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (目的外使用料) 第 15 条 目的外使用の許可を受けてセンターの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-13
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-21-9340

処 分 の 概 要	保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 14 号
<p><b>【基準】</b> 第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (保証金) 第 17 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。</p> <p>2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。</p> <p>3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。</p> <p>4 保証金には、利子を付けない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-14
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	必要な措置の命令
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 16 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 16 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (必要な措置の命令) 第 16 条 市長は、第 5 条に違反して事業を実施した事業者及び第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに特定事業を実施した、又は許可に付した条件若しくは第 15 条の規定に違反した事業者に対して、事業の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、事業に伴う災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命じることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-15
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (許可の取消し) 第 17 条 市長は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により、第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 年を経過した日までに事業に着手しなかったとき。</p> <p>(4) 太陽光発電設備の設置工事に着手した後に、1 年以上引き続き工事を施工していないとき。</p> <p>(5) 第 10 条第 1 項第 1 号に適合しないと認められるに至ったとき。</p> <p>(6) 第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに事業計画を変更し、事業を実施したとき。</p> <p>(7) 第 16 条の規定による命令に違反したとき。</p>	
備考	

処分基準

番 号	4-16
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	報告の徴収及び立入調査
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 20 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 20 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (報告の徴収及び立入調査) 第 20 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第 5 条に違反して事業を実施したと認められる事業者及び第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに特定事業を実施したと認められる、又は許可に付した条件若しくは第 15 条の規定に違反したと認められる事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-17
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	必要な措置の勧告
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 21 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 21 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (勧告) 第 21 条 市長は、第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに特定事業を実施したと認められる、又は許可に付した条件若しくは第 15 条の規定に違反したと認められる事業者に対して、相当の期限を定めて、事業に伴う災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-18
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	公表
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 22 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 22 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (公表) 第 22 条 市長は、第 16 条の規定による命令若しくは第 17 条の規定による許可の取消し又は第 21 条の規定による勧告(以下「命令等」という。)を行ったときは、当該命令等の内容、当該命令等を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-19
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	改善勧告
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第13条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成10年亀岡市条例第29号
<p><b>【基準】</b> 第13条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (改善勧告) 第13条 市長は、事業主等が第6条第1項の規定により許可を受けた事項に違反して事業を施工しているときは、改善するよう勧告するものとする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-20
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	措置命令等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b> 第 14 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (措置命令等) 第 14 条 市長は、事業主等が第 6 条第 1 項の規定による許可を受けず、又は許可条件に違反して事業を施工しているときは、当該事業の停止を命じ、若しくは期限を定め原状回復その他必要な措置を命じることができる。</p> <p>2 市長は、土砂の崩壊等による付近の生活環境の被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、事業主等に対し当該事業の停止を命じ、又は必要な措置をとるよう命ずることができる。この場合、事業主等が当該事業の現場にいないときは、当該事業に従事する者に命じることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-21
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b> 第 15 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (許可の取消し等) 第 15 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可を受けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。 (1) 事業主等が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。 (2) 前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき。 2 市長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、事業主等に対して、直ちに原状回復その他必要な措置を命ずるものとする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-22
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	行政代執行等の執行
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b> 第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (代執行等) 第 17 条 市長は、第 14 条又は第 15 条第 2 項の規定による命令を受けた事業主等が指定期間内に命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより、自ら事業主等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を事業主等から徴収することができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-23
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	土地所有者等に対する措置要請
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 18 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b> 第 18 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (土地所有者等に対する措置要請) 第 18 条 市長は、第 6 条第 1 項の規定による許可を受けて行われた事業により、生活環境の保全又は災害の防止のための措置が必要となったと認めるときは、当該事業に係る土地所有者等に対し、当該事業に供された土砂等の全部若しくは一部の除去又は生活環境の保全若しくは災害の防止のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-24
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	立入検査等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 19 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b> 第 19 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (立入検査等)</p> <p>第 19 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員を事業区域に立ち入らせ、施設その他必要な事項を検査させることができ、又は事業主等に対し必要な事項について質問し、資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-25
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	違反事実の公表
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 25 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b> 第 25 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (違反事実の公表) 第 25 条 市長は、事業主等が第 14 条の停止命令又は措置命令に違反したとき、並びに第 15 条の許可の取消しを受けたときは、その事実を公表することができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-26
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	罰則
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 26 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b></p> <p><b>【根拠条文】</b>                      (罰則)                      第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 6 条第 1 項の規定による許可を受けないで事業を行った者</p> <p>(2) 第 14 条又は第 15 条第 2 項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 9 条の規定に違反し、名義貸しを行った者</p> <p>(2) 第 8 条又は第 10 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 第 19 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>(4) 第 21 条第 2 項の規定による命令に違反した者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 21 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第 20 条又は第 23 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(3) 第 24 条の規定による公開標識を掲示しない者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	4-27
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	両罰規定
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 27 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b> 第 27 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (両罰規定) 第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	5-1
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	利用の禁止又は制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
<p><b>【基準】</b> 第 5 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (利用の禁止又は制限) 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めてみどりの郷の利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(1) みどりの郷の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認めたとき。</p> <p>(2) みどりの郷に関する工事のため、やむを得ないと認めたとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	5-2
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	監督処分
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (監督処分) 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはみどりの郷からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1)この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反している者 (2)この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者 (3)偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1)みどりの郷に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合 (2)みどりの郷の保全又はみどりの郷の利用に著しい支障が生じた場合 (3)前 2 号に掲げる場合のほか、みどりの郷の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	5-3
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 7 条 使用者は、亀岡市都市公園条例(昭和 44 年亀岡市条例第 12 号)別表第 3 第 2 項に定める額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。 3 市長は、特に必要と認める場合においては、使用料を減免することができる。 4 使用料の徴収に必要な事項は、市長が定める。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	5-4
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
根 拠 条 項	第 11 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 15 年亀岡市条例第 16 号
<p><b>【基準】</b> 第 11 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第 11 条 第 6 条の規定による市長の命令に違反した者に対しては、50,000 円以下の過料を科する。 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の 5 倍に相当する額(当該 5 倍に相当する額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科する。</p>	
備考	

処分基準

番 号	5-5
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	延滞金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市後期高齢者医療に関する条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 11 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (延滞金) 第 6 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が 2,000 円以上(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント(納期限の翌日から 3 箇月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額(その金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	5-6
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市後期高齢者医療に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条及び第 8 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 11 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条及び第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (罰則) 第 7 条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第 137 条第 2 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過料を科する。 第 8 条 本市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第 4 章の規定による徴収金(本市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	5-7
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	損害賠償分の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市福祉医療費支給条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 50 年亀岡市条例第 23 号
<p><b>【基準】</b> 第 12 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (損害賠償との調整) 第 12 条 市長は、第 2 条第 1 項に規定する者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その額の限度において福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	5-8
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	不当利得の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市福祉医療費支給条例
根 拠 条 項	第13条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和50年亀岡市条例第23号
<p><b>【基準】</b> 第13条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (不当利得の返還) 第13条 偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	5-9
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	損害賠償分の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 47 年亀岡市条例第 38 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (損害賠償との調整) 第 9 条 市長は、第 2 条に規定する者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その                  価額の限度において、老人医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した老人医                  療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	5-10
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	不正利得の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市老人医療費支給条例
根 拠 条 項	第10条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和47年亀岡市条例第38号
<p><b>【基準】</b> 第10条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (不正利得の返還) 第10条 偽りその他不正の行為によってこの条例による医療費の支給を受けた者があるときは、市長はその者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-1
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令 ( 例 規 ) 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 17 年 亀 岡 市 条 例 第 32 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によってプラザの使用ができなくなったとき。 (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-2
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年 亀 岡 市 条 例 第 32 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他プラザの管理上必要があると認められる者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-3
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第10条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成17年亀岡市条例第32号
<p><b>【基準】</b> 第10条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第10条 プラザの使用料は、別表第1に掲げる額とする。 2 プラザの利用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合に限り後納させることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-4
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	ふれあいプラザ条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年 亀 岡 市 条 例 第 32 号
<p><b>【基準】</b> 第 14 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (目的外使用料) 第 14 条 目的外使用の許可を受けてプラザの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-5
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	災害弔慰金の支給の制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市条例第 25 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (支給の制限) 第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。 (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2) 令第 2 条に規定する場合 (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合</p>	
備考	

処分基準

番 号	6-6
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	災害障害見舞金の支給の制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
根 拠 条 項	第 11 条により準用された第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年亀岡市条例第 25 号
<p><b>【基準】</b> 第 11 条により準用された第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (支給の制限) 第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。 (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2) 令第 2 条に規定する場合 (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合 (準用規定) 第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	6-7
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用の目的を変更したとき。 (3) 災害その他不可抗力の事由によって施設が使用できなくなったとき。 (4) その他市長が適当でないと認めるとき。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	6-8
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
<p><b>【基準】</b> 第 10 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 10 条 総合福祉センターの使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-9
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市総合福祉センター条例
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 33 号
<p><b>【基準】</b> 第 14 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (目的外使用料) 第 14 条 目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-10
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	不正利得の返還
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市障害児手当条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 49 年亀岡市条例第 32 号
<p><b>【基準】</b> 第 12 条の規定による</p> <p><b>【根拠条文】</b> (不正利得の返還) 第 12 条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長はその者から、その受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	
備考	

処分基準

番 号	6-11
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	損害賠償分の返還
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市福祉医療費支給条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 50 年亀岡市条例第 23 号
<p><b>【基準】</b> 第 12 条の規定による</p> <p><b>【根拠条文】</b> (損害賠償との調整) 第 12 条 市長は、第 2 条第 1 項に規定する者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その額の限度において福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	6-12
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	不当利得の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市福祉医療費支給条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 50 年亀岡市条例第 23 号
<p><b>【基準】</b> 第 13 条の規定による</p> <p><b>【根拠条文】</b> (不当利得の返還) 第 13 条 偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-13
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市介護保険条例
根 拠 条 項	第 12 条から第 16 条まで
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 15 号
<p><b>【基準】</b> 第 12 条から第 16 条までの規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (罰則) 第 12 条 市は、第 1 号被保険者が法第 12 条第 1 項本文の規定による届出をしないとき(同条第 2 項の規定により当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。 第 13 条 市は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000 円以下の過料を科する。 第 14 条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主、世帯員又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過料を科する。 第 15 条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第 150 条第 1 項に規定する納付金及び法第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が、50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科する。 第 16 条 第 12 条から前条までの過料の額は、情状により市長が定める。 2 第 12 条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。</p>	

備考

### 処分基準

番 号	6-14
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市介護予防センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年条例第 37 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (罰則) (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号の一に該当するときは、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的を変更したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めたとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-15
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	入館の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市介護予防センター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年条例第 37 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入館の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他センターの管理上必要があると認められる者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-16
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	診療費の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市休日急病診療所条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 56 年亀岡市条例第 10 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (診療費) 第 7 条 診療所において診療を受けた者は、直ちに診療費を納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、後納することができる。</p> <p>2 前項の診療費は、診療報酬の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 92 号)の別表第 1 医科診療報酬点数表により算定した額とする。ただし、これにより難しいときは、別に市長が定める額とする。</p> <p>3 診療を受ける際、被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であることの確認を受けた者は、前項に規定する額から保険者負担分を控除した額を納入しなければならない。</p> <p>4 診療を受ける際、被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であることが確認できない者は、第 2 項に規定する額を納入しなければならない。</p>	
備考	

処分基準

番 号	6-17
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	手数料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市休日急病診療所条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 56 年亀岡市条例第 10 号
<p><b>【基準】</b> 第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (手数料) 第 8 条 診療所における診断書、証明書等の手数料は、1 通につき 2,000 円の範囲内で規則で定める額とし、交付の都度納入しなければならない。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	6-18
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市路上喫煙の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 34 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (措置命令) 第 7 条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その是正のために必要な措置を講じるよう命じることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	6-19
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市路上喫煙の規制に関する条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 34 号
<p><b>【基準】</b> 第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第 8 条 前条の規定による命令に違反した者は、1 万円以下の過料に処する。</p>	
備考	

処分基準

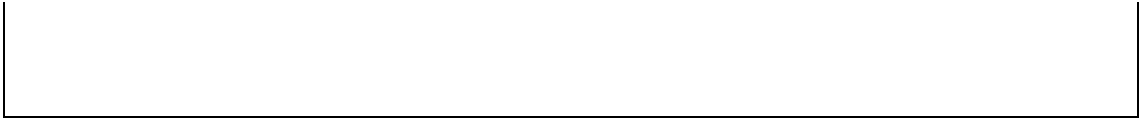
番 号	7-1
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5126

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	かめまるランド条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用時間及び使用料) 第 7 条 屋内スペースを使用する場合の時間(以下「使用時間」という。)及び使用料は、別表に定めるとおりとする。 2 屋内スペースを使用する者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	7-2
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5126

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令 ( 例 規 ) 名	かめまるランド条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b> 第 10 条及び亀岡市暴力団排除条例第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 10 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、屋内スペースの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 許可なく使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 災害その他不可抗力の事由によって屋内スペースの使用ができなくなったとき。 (5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	



## 処分基準

番 号	7-3
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5126

処 分 の 概 要	使用の拒否等
法 令 ( 例 規 ) 名	かめまるランド条例
根 拠 条 項	第 12 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 29 号
<p><b>【基準】</b> 第 12 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用の拒否等) 第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、かめまるランドの使用を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等</p> <p>(4) その他かめまるランドの管理上支障があると認められる者</p>	
備考	

処分基準

番 号	7-4
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	損害賠償分の返還
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市こども医療費助成条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 5 年亀岡市条例第 28 号
<p><b>【基準】</b> 第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (損害賠償との調整) 第 8 条 市長は、対象者がこどもの疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	7-5
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	保育料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例
根 拠 条 項	第 2 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 27 年亀岡市条例第 11 号
<p><b>【基準】</b> 第 2 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (保育料) 第 2 条 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号に規定する教育・保育給付認定保護者(法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 教育・保育給付認定子ども(法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 零</p> <p>ア 法第 19 条第 1 号に該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>イ 法第 19 条第 2 号に該当する教育・保育給付認定子ども(満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第 28 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満 3 歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)</p> <p>(2) 法第 19 条第 3 号に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを含む。)に係る教育・保育給付認定保護者 子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。)第 4 条第 2 項(令第 5 条第 2 項、第 9 条、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)、令第 13 条第 1 項及び第 14 条に定める額を限度として規則で定める額</p>	

2 法附則第 6 条第 4 項に規定する額は、規則で定める。

備考

### 処分基準

番 号	7-6
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	預かり保育料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立認定こども園条例
根 拠 条 項	第6条第2項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和元年亀岡市条例第53号
<p><b>【基準】</b> 第6条第2項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (保育料等) 第6条 2 第4条第2項に掲げる事業を利用する子どもの保護者は、当該事業に要した費用の一部として別に規則で定める額を納付しなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-1
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市企業立地促進条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 22 号
<p><b>【基準】</b> 第 10 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (指定の取消し等) 第 10 条 市長は、指定工場等が次の各号の一に該当するときは、その指定を取消し、立地企業者に対し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。 (2) 指定工場等の事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。 (3) 偽りその他不正行為により奨励金の交付を受けたとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-2
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市税条例の特例に関する条例
根 拠 条 項	第10条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和元年亀岡市条例第21号
<p><b>【基準】</b> 第10条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (指定の取消し等) 第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は特例措置の全部若しくは一部を取り消し、若しくは停止することができる。 (1) 第5条に規定する指定基準のいずれかの要件を満たさなくなったとき。 (2) 正当な理由によることなく、指定に係る宿泊施設又は製造施設において開業日から5年を経過する日までにおいて、営業の休止又は廃止をしたとき。 (3) 虚偽その他不正の行為により特例措置を受けたとき。 (4) その他市長が特例措置を行うことが適当でないと認めたとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-3
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	加入金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第6条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成9年亀岡市条例第9号
<p><b>【基準】</b> 第6条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (加入金) 第6条 前条の規定による供給の許可を受けた者(以下「受給者」という。)は、許可を受けた日から10日以内に別表第1に定める加入金を納付しなければならない。 2 市長は、前項の規定に基づく加入金を納付しないときは、供給の許可を取り消すことができる。 3 既に納付された加入金は、いかなる理由があってもこれを還付しない。 4 供給の開始は、加入金が全額納付された日以後に行うものとする。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	8-4
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	使用料金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第 19 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 9 号
<p><b>【基準】</b> 第 19 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料の徴収) 第 19 条 使用料は、受給者又は代理人から徴収する。 2 使用料は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-5
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	供給停止処分
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市湯の花温泉供給条例
根 拠 条 項	第 22 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 9 号
<p><b>【基準】</b> 第 22 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (供給停止処分) 第 22 条 市長は、次の各号に該当するときは、供給の停止又は許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受給者が暴力団員等に該当することが判明したとき。</li> <li>(2) 第 5 条及び第 10 条の申請を怠り、又は虚偽の申請をしたとき。</li> <li>(3) 第 8 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の規定に違反したとき。</li> <li>(4) 詐欺その他の不正行為により使用料の徴収を免れたとき。</li> <li>(5) 使用料を 3 箇月以上滞納したとき。</li> </ol>	
備考	

処分基準

番 号	8-6
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	認証の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する 条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 6 年亀岡市条例第 59 号
<p><b>【基準】</b> 第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (認証の取消し等) 第 8 条 市長は、保津川舟運事業等認証事業者が規則に定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その認証を取り消すものとする。 2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、遅滞なく、当該事業者を保津川舟運事業等認証事業者の名簿から削除しなければならない。 3 事業者は、第 1 項の規定により認証を取り消されたときは、認証書を市長に返還するものとする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-7
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
<p><b>【基準】</b> 第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。 (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 災害その他不可抗力の事由によって川の駅の使用ができなくなったとき。 (5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-8
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	入場の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入場の拒否等) 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員</p> <p>(4) その他川の駅の管理上支障があると認められる者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-9
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第12条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和3年亀岡市条例第18号
<p><b>【基準】</b> 第12条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第12条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 使用料は、別表第1に掲げる額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-10
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	目的外使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第 16 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 3 年亀岡市条例第 18 号
<p><b>【基準】</b> 第 16 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (目的外使用料) 第 16 条 目的外使用の許可を受けて川の駅の一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-11
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	保証金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	川の駅・亀岡水辺公園条例
根 拠 条 項	第18条第1項
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和3年亀岡市条例第18号
<p><b>【基準】</b> 第18条第1項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (保証金) 第18条 市長は、必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。</p> <p>2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。</p> <p>3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。</p> <p>4 保証金には、利子を付けない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-12
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	許可後における指示
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市火入れに関する条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
<p><b>【基準】</b> 第 5 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (許可後における指示) 第 5 条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第 21 条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-13
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市食肉センター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的を変更したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 災害その他の不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	8-14
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市食肉センター条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 42 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 9 条 センターの使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。</p>	
備考	

処分基準

番 号	8-15
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的を変更したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 災害その他の不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-16
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	保証金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用の手続) 第 7 条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長に対し、別表第 1 に定める保証金を納付し、その手続を行わなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-17
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土づくりセンター条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 39 号
<p><b>【基準】</b> 第 10 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 10 条 センターの使用料は、別表第 2 に掲げる額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-18
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 40 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当することが判明したとき。</p> <p>(2) 使用の目的を変更したとき。</p> <p>(3) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 災害その他不可抗力の事由によって公園の使用ができなくなったとき。</p> <p>(5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-19
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	入園の拒否等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市農業公園条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 40 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (入園の拒否等) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入園を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他公園の管理上必要があると認められる者</p>	
備考	

処分基準

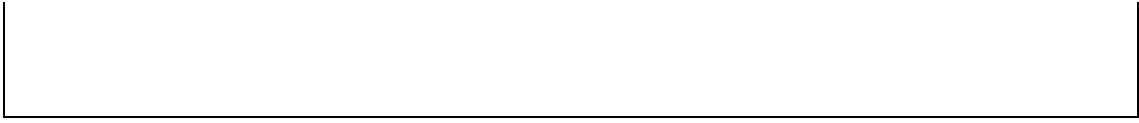
番 号	8-20
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	負担金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例
根 拠 条 項	第 2 条及び第 3 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 23 年亀岡市条例第 24 号
<p><b>【基準】</b> 第 2 条及び第 3 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (負担金の徴収) 第 2 条 市長は、法第 90 条第 5 項の規定により国営事業に要した費用の一部を負担するときは、当該国営事業によって利益を受ける者で当該国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)から当該負担した費用の一部を負担金として徴収する。</p> <p>(負担金の額) 第 3 条 前条の規定による受益者に対する負担金の総額は、法第 90 条第 5 項の規定により市が負担する負担金の額の範囲内において、市長が定める。 2 受益者の負担金の額は、前項に規定する負担金の総額を受益者の受益に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額を基準とし、市長が受益者の受益の程度を考慮して定める額とする。</p>	
備考	

処分基準

番 号	8-21
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	特別徴収金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項及び第 2 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 23 年亀岡市条例第 24 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (特別徴収金の徴収) 第 7 条 市長は、受益者が国営事業の施行に係る地域内にある土地を、当該国営事業の工事の完了につき、法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後 8 年を経過する日までの間に、当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途(土地改良法施行令(昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。)第 53 条の 8 又は令附則第 5 条で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営事業による利益を受けていないものとなっている場合及び令第 53 条の 9 各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。</p> <p>2 前項の規定により徴収する特別徴収金の額は、当該国営事業に要した費用の総額を受益者の受益に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額を基準とし、市長が受益者の受益の程度を考慮して定める額とする。</p>	
備考	



## 処分基準

番 号	8-22
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	分担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 3 条及び第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 41 年亀岡市条例第 23 号
<p><b>【基準】</b> 第 3 条及び第 4 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (納付義務者) 第 3 条 分担金は、土地改良事業等により特に利益を受ける者(以下「納付義務者」という。)から徴収する。 (分担金の額) 第 4 条 分担金の額は、当該土地改良事業等に要する費用の総額から国又は京都府の補助金(負担金を含む。以下同じ。)を除いた額を超えない範囲において市長が定めた額とし、その徴収基準は、土地改良事業等の実施によって受ける各人の利益の度合に応じて市長が定める。</p>	
備考	

## 処分基準

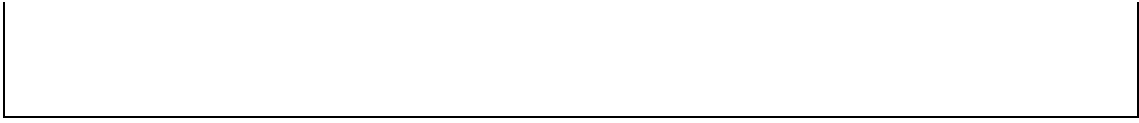
番 号	8-23
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	特別徴収金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 7 条及び第 8 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 41 年亀岡市条例第 23 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条及び第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (特別徴収金の徴収) 第 7 条 市長が指定する土地改良事業等の施行に係る地域内の農地が、当該土地改良事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に京都府知事(以下「知事」という。)が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して 8 年を経過しない間に、農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき法第 3 条に規定する資格を有する者から特別徴収金を徴収する。</p> <p>(特別徴収金の額) 第 8 条 前条の特別徴収金の額は、当該特別徴収金に係る土地改良事業等について、国及び京都府の補助金並びに市が負担した費用の合計額を第 4 条に規定する分担金の算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	8-24
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	機構関連事業に係る特別徴収金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 9 条及び第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 41 年亀岡市条例第 23 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条及び第 10 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (機構関連事業に係る特別徴収金の徴収) 第 9 条 市長は、法第 87 条の 3 第 1 項の規定により京都府が行う土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき法第 91 条の 2 第 6 項各号のいずれかに掲げる者が、法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、法第 91 条の 2 第 6 項各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。 2 前項の特別徴収金の徴収は、法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告前に、当該機構関連事業の施行に係る地域の一部のための工事が完了した場合において、市長が適当と認めたときは、当該地域の一部について当該工事の完了の年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に行うものとする。 (機構関連事業に係る特別徴収金の額) 第 10 条 前条第 1 項の特別徴収金の額は、機構関連事業に要する費用のうち法第 91 条第 6 項の規定により市が負担する負担金の額に当該機構関連事業に係る土地の面積に対する法第 91 条の 2 第 6 項各号に定める場合に該当するに至った土地の面積の率を乗じて得られる額を基準として、市長が定める。</p>	
備考	



処分基準

番 号	9-1
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	公共施設等の経費の一部負担
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市宅地開発等に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 43 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (公共施設等の経費負担) 第 7 条 事業者は、開発行為等の規模に応じて必要となる公共施設等の施工又は設置に要する事業費を負担しなければならない。ただし、市長が事業者において単独で施工又は設置を要しないと決定した公共施設等については、その経費の一部を負担させるものとする。 2 事業者が、公共施設等を共同で施工又は設置する場合の事業費は、前項に準ずるものとする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-2
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	公表
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市宅地開発等に関する条例
根 拠 条 項	第 20 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 43 号
<p><b>【基準】</b> 第 20 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (公表) 第 20 条 市長は、事業者が前条の規定による勧告に従わない場合は、当該事業者に対し意見を述べる機会を与えたうえで、氏名、勧告の内容及び当該勧告に対する事業者の対応の内容等を公表することができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-3
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市特定大規模小売店舗制限地区建築条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 33 号
<p><b>【基準】</b> 第 4 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (罰則) 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。 (1) 前条の規定に違反した当該建築物の建築主 (2) 法第 87 条第 2 項において準用する前条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-4
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	利用の禁止又は制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (利用の禁止又は制限) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。 (1) 公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認めるとき。 (2) 公園に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-5
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	監督処分
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (監督処分) 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例の規定に基づく規則又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可につけた条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-6
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 10 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 10 条 法又はこの条例の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 3 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3 市長は特に必要と認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。 4 使用料の徴収に必要な事項は、市長が定める。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-7
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	保証金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 13 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 13 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (保証人及び保証金) 第 13 条 市長は、法又はこの条例の規定による許可に際し必要があると認めるときは、保証人を立てさせ、又は市長が定める保証金を納付させることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-8
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市都市公園条例
根 拠 条 項	第 19 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 44 年亀岡市条例第 12 号
<p><b>【基準】</b> 第 19 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第 19 条 第 9 条第 1 項又は第 2 項(第 16 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者に対しては、50,000 円以下の過料を科する。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-9
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	占用許可の取消し等
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 15 号
<p><b>【基準】</b> 第 5 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> ( 占用許可の取消し等 ) 第 5 条 市長は、占有者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用の許可を取り消し、又は占有を中止させ、若しくは許可の条件を変更することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 占有者が暴力団員等に該当することが判明したとき。</li> <li>(2) この条例又は許可の条件に違反したとき。</li> <li>(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</li> <li>(4) 公益上又は管理上、市長が特に必要と認めるとき。</li> </ol>	
備考	

処分基準

番 号	9-10
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	占用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 20 年亀岡市条例第 15 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (占用料) 第 6 条 占用者は、別表第 1 に定める占用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。</p> <p>2 別表第 1 に掲げる占用物以外のもの(以下「その他占用物」という。)については、亀岡市道路の占用に関する条例(昭和 31 年亀岡市条例第 36 号)の規定を準用する。ただし、その他占用物の占用料の額は、占用の期間にかかわらず、この額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-11
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	利用の禁止又は制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第10条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成20年亀岡市条例第15号
<p><b>【基準】</b> 第10条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (利用の禁止又は制限) 第10条 市長は、のどかめロードの損傷等によりその利用が危険であると認めるとき又は管理上やむを得ないと認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-12
担 当 部 署	まちづくり推進部 桂川・道路交通課
電 話 番 号	0771-25-5070

処 分 の 概 要	分担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 18 号
<p><b>【基準】</b> 第 4 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (分担金の徴収方法)</p> <p>第 4 条 市長は、分担金を定めたときは遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知し、徴収するものとする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-13
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	利用の制限
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市駅前送迎用スペース管理条例
根 拠 条 項	第 4 条第 2 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 45 号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第 4 条第 2 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(必要な施策の実施)</p> <p>第 4 条 本市は、送迎用スペースの管理に必要な施策を実施するとともに、前条に掲げる禁止行為の防止に関して、市民、事業者及び観光旅行者その他の滞在者(以下「市民等」という。)の意識の啓発に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは送迎用スペースの利用を制限することができる。</p> <p>(1) 利用者が前条に掲げる行為を行ったとき。</p> <p>(2) 市長が送迎用スペースの補修その他の理由により管理上支障があると認めるとき。</p>	
備考	

処分基準

番 号	9-14
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	監督処分
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市駅前送迎用スペース管理条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 45 号
<p><b>【基準】</b> 第 5 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (監督処分) 第 5 条 市長は、この条例の規定に違反した利用者に対し、当該違反行為の中止、送迎用スペース外への退去、原状回復又は車両の移動を命じることができる。 2 市長は、この条例の規定に違反した車両の所有者に対し、原状回復又は車両の移動を命じることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-15
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市駅前送迎用スペース管理条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 28 年亀岡市条例第 45 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第 7 条 第 5 条の規定による市長の命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。</p> <p>(監督処分) 第 5 条 市長は、この条例の規定に違反した利用者に対し、当該違反行為の中止、送迎用スペース外への退去、原状回復又は車両の移動を命じることができる。 2 市長は、この条例の規定に違反した車両の所有者に対し、原状回復又は車両の移動を命じることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-16
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川の占用料等の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市河川の占用等に関する条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 7 号
<p><b>【基準】</b> 第 3 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (占用料等の額) 第 3 条 法第 23 条から第 25 条までの許可を受けた者(以下「河川占用者」という。)は、別表に掲げる流水占用料、土地占用料及び土砂等採取料(以下「占用料等」という。)を納付しなければならない。ただし、別表により難しいものの占用料等の額は、別表に準じてその都度市長が定める。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-17
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市自転車等駐車場条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 45 号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b></p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第 7 条 次の各号の一に該当するときは、市長は使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的を変更したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 災害その他の不可抗力の事由によって駐車場の使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	9-18
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市自転車等駐車場条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 45 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 9 条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長に対し、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-19
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	超過料金
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市自転車等駐車場条例施行規則
根 拠 条 項	第 3 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 21 号
<p><b>【基準】</b> 第 3 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (超過料金) 第 3 条 自動管理機器を用いて自転車等を駐車した者又は一時使用カード若しくは一時使用駐車券の交付を受けた者が、条例第 4 条に規定する使用時間を超えて使用した場合は、自転車等の出場時に、超えた日数分の駐車料金を精算して納付しなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-20
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	定期駐車券等の発行の中止
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市自転車等駐車場条例施行規則
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年亀岡市規則第 21 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (定期駐車券等の発行の中止) 第 6 条 市長は、駐車場の使用状況等を勘案し、定期駐車券又は定期使用カードの発行が適当でないと認めるときは、発行を中止することができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-21
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	分担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市土木事業等分担金徴収条例
根 拠 条 項	第 3 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年亀岡市条例第 17 号
<p><b>【基準】</b> 第 3 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (納付義務者) 第 3 条 分担金は、土木事業等により特に利益を受けることとなる当該土木事業施行地域内に住所を有する者又はその他当該土木事業の受益者から徴収する。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-22
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	占用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> ( 占用料の徴収等 ) 第 9 条 市長は、第 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの許可を受けた者から、当該許可期間又は数量に応じて、占用料を徴収する。 2 占用料の額及び徴収の方法については、亀岡市道路の占用に関する条例(昭和 31 年亀岡市条例第 36 号)及び亀岡市河川の占用等に関する条例(平成 12 年亀岡市条例第 7 号)の規定を準用する。 3 占用料は、市長が指定する期限までに納付しなければならない。</p>	
備考	

処分基準

番 号	9-23
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	原状回復命令等
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 16 条第 2 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
<p><b>【基準】</b> 第 16 条第 2 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (原状回復) 第 16 条 占有者は、占有等の許可の期間が満了したとき、又は占有を終了し、若しくは廃止したときは、速やかに法定外公共物を原状に回復し、かつ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が原状に回復させる必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 市長は、占有等の許可を受けないで、第 5 条第 1 項に規定する行為をする者に対して直ちにその行為を停止させ、期限を指定して原状の回復を命じ、及びこれによって生じる危害の予防その他必要な措置を命ずることができる。 3 法定外公共物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を市長に届け出て、市長の定めるところにより、自己の費用をもって原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-24
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	監督処分
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
<p><b>【基準】</b> 第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (監督処分) 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占用等の許可を取り消し、その行為を中止させ、必要な措置を指示し、又は法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) 占用等の許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により占用等の許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用に対し前項に規定する処分を命ずることができる。</p> <p>(1) 国、普通地方公共団体が法定外公共物に関する工事をするためやむを得ない公益上の必要が生じた場合 (2) 法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じた場合</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-25
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第 22 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 28 号
<p><b>【基準】</b> 第 22 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。 (1) 第 4 条の規定に違反した者 (2) 第 5 条又は第 7 条の規定に違反した者 (3) 第 17 条の規定による市長の命令に違反した者 2 詐欺その他不正な行為により占用料を免れた者は、その免れた金額の 5 倍に相当する額 (当該 5 倍に相当する額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-26
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	家賃の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 14 条及び第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (家賃の決定) 第 14 条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入(同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 29 条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合(次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。)において、第 36 条第 1 項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。</p> <p>3 第 1 項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第 3 条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>(家賃の納付) 第 17 条 市長は、入居者から第 10 条第 4 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 42 条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p>	

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

備考

## 処分基準

番 号	9-27
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	敷金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 19 条第 1 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 19 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (敷金) 第 19 条 市長は、入居者から入居時における 3 月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。</p> <p>2 市長は、第 16 条の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p>4 敷金には、利子をつけない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-28
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	収入超過者に対する家賃の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 31 条第 3 項において準用する第 17 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 31 条及び第 31 条第 3 項において準用する第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (収入超過者に対する家賃) 第 31 条 第 29 条第 1 項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。 2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項(第 15 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項)に規定する方法によらなければならない。 3 第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、第 1 項の家賃について準用する。 (家賃の納付) 第 17 条 市長は、入居者から第 10 条第 4 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による明渡しの際として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 42 条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。 4 入居者が第 41 条に規定する手続を経ないで住宅を立退いたときは、第 1 項の規定にかか</p>	

ならず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

備考

## 処分基準

番 号	9-29
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	高額所得者に対する家賃の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 33 条第 3 項において準用する第 17 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 33 条及び第 33 条第 3 項において準用する第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (高額所得者に対する家賃等) 第 33 条 第 29 条第 2 項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第 14 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 前条第 1 項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第 16 条の規定は第 1 項の家賃及び前項の金銭に、第 17 条及び第 18 条の規定は第 1 項の家賃にそれぞれ準用する。</p> <p>(家賃の納付) 第 17 条 市長は、入居者から第 10 条第 4 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 42 条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期</p>	

間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

備考

## 処分基準

番 号	9-30
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 46 条において準用する第 17 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 45 条及び第 46 条において準用する第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 45 条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。</p> <p>(準用) 第 46 条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第 17 条から第 28 条まで、第 37 条、第 41 条及び第 69 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第 17 条中「第 10 条第 4 項」とあるのは「第 44 条第 2 項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、「第 42 条第 1 項」とあるのは「第 49 条」と読み替えるものとする。</p> <p>(家賃の納付) 第 17 条 市長は、入居者から第 10 条第 4 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 42 条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p>	

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

備考

### 処分基準

番 号	9-31
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 49 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 49 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し) 第 49 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-32
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	住宅不足等による特例使用者に対する使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 54 条において準用する第 17 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 53 条及び第 54 条において準用する第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (家賃) 第 53 条 第 50 条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。 2 前項の入居者の収入については、第 15 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項ただし書中「第 36 条第 1 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 36 条第 1 項」と読み替えるものとする。 3 第 1 項の近傍同種の住宅の家賃については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。この場合において、「第 1 項」とあるのは「第 53 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用) 第 54 条 第 50 条の規定による市営住宅の使用については、第 51 条から前条までに定めるもののほか、第 3 条、第 4 条、第 7 条から第 13 条まで、第 16 条から第 28 条まで、第 36 条から第 42 条まで及び第 68 条の規定を準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「前 2 条」とあるのは「第 52 条」と、第 17 条第 1 項中「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、第 36 条第 1 項中「第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 16 条(第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による明け渡しの請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるの</p>	

は「第 53 条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(家賃の納付)

第 17 条 市長は、入居者から第 10 条第 4 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 42 条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第 41 条に規定する手続を経ないで住宅を立退いたときは、第 1 項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

備考

処分基準

番 号	9-33
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	駐車場の使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 63 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 63 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料の納付) 第 63 条 市長は、使用決定者から、第 60 条第 4 項の規定による使用開始日から当該使用決定者が駐車場を明け渡した日(第 65 条第 1 項による明渡し請求のあったときは明渡しのあった日)までの間、使用料を徴収する。</p> <p>2 使用決定者は、毎月末日(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月分の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 使用決定者が新たに駐車場の使用を開始した場合又は駐車場を明け渡した場合において、使用開始の日又は明渡しの日に属する月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割り計算により算出した額とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-34
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	駐車場の保証金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 64 条第 1 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 64 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (保証金) 第 64 条 市長は、駐車場の使用決定者から 3 月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。 2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。 3 第 19 条第 3 項及び第 4 項並びに第 20 条の規定は、第 1 項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第 19 条第 3 項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p>	
備考	

処分基準

番 号	9-35
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	駐車場の使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 65 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 65 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し) 第 65 条 市長は、使用決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。 (2) 使用料を 3 月以上滞納したとき。 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。 (4) 正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。 (5) 第 57 条に規定する使用者資格を失ったとき。 (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。 2 前項の規定については、第 42 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 65 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-36
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営住宅管理条例
根 拠 条 項	第 72 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 9 年亀岡市条例第 48 号
<p><b>【基準】</b> 第 72 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (罰則) 第 72 条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科する。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-37
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	家賃の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条及び第 13 条において準用する亀岡市営住宅管理条例第 17 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 52 年亀岡市条例第 14 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条及び第 13 条において準用する亀岡市営住宅管理条例第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (家賃) 第 7 条 家賃は、改良住宅等管理要領(昭和 54 年建設省住整発第 6 号)第 3 の規定により算出した額の範囲内において、市長が定める額とする。 (亀岡市営住宅管理条例の準用) 第 13 条 条例第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条から第 28 条まで、第 41 条、第 67 条及び第 68 条の規定は、小集落改良住宅の管理について準用する。この場合において、第 10 条、第 12 条、第 17 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条から第 28 条まで、第 41 条及び第 68 条の規定中、「市営住宅」とあるのは「市営小集落改良住宅」と読み替えるものとする。</p> <p>亀岡市営住宅管理条例 (家賃の納付) 第 17 条 市長は、入居者から第 10 条第 4 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による明渡し期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 42 条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p>	

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

備考

## 処分基準

番 号	9-38
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	敷金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 52 年亀岡市条例第 14 号
<p><b>【基準】</b> 第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (敷金) 第 8 条 敷金は、前条の規定による家賃の 3 月分に相当する範囲内で、市長が定める額を徴収するものとする。 2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を立ち退くときは、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除するものとする。 3 敷金には、利子を付けないものとする。</p>	
備考	

処分基準

番 号	9-39
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	明渡しの請求
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項	第 10 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 52 年亀岡市条例第 14 号
<p><b>【基準】</b> 第 10 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (明渡し請求) 第 10 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該小集落改良住宅の明渡しを請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不正の行為によって入居したとき。</li> <li>(2) 家賃の 3 月分に相当する金額以上を滞納したとき。</li> <li>(3) 当該小集落改良住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。</li> <li>(4) 当該小集落改良住宅について入居の権利を譲渡又は賃貸し、用途を変更し、又は市長の承認を得ないで模様替え、若しくは増築したとき。</li> <li>(5) この条例の規定に違反したとき。</li> <li>(6) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。)</li> </ol>	
備考	

処分基準

番 号	9-40
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	立入調査等
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 11 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
<p><b>【基準】</b> 第 11 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (立入調査等) 第 11 条 市長は、市内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他の空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。 2 市長は、法第 9 条第 2 項に定める立入調査等のほか、第 21 条の規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等に立ち入って調査をさせることができる。ただし、当該調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 3 市長は、前項の規定により立入調査を実施しようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。 4 第 2 項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	
備考	

処分基準

番 号	9-41
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	勧告に係る措置命令
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 16 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
<p><b>【基準】</b> 第 16 条及び空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 3 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (特定空家等に対する措置等) 第 16 条 市長は、前条により認定された特定空家等の所有者等に対し、法第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定に定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法 第 22 条 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-42
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	行政代執行の執行
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
<p><b>【基準】</b> 第 17 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (行政代執行) 第 17 条 市長は、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p>	
備考	

処分基準

番 号	9-43
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	緊急代執行
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 19 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
<p><b>【基準】</b> 第 19 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (緊急代執行) 第 19 条 市長は、法第 22 条第 11 項の規定により災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第 22 条第 3 項から第 8 項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	9-44
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	緊急安全措置
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 21 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
<p><b>【基準】</b> 第 21 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (緊急安全措置) 第 21 条 第 13 条から前条までの規定にかかわらず、市長は、適正な管理が行われていない空家等に、倒壊、崩壊その他の著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害(以下「危害等」という。)が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要最小限の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講じることができる。</p> <p>2 市長は、緊急安全措置を講じるときは、当該空家等の所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、空家等の所有者等を確認することができない場合、空家等の所有者等の同意を得るいとまがない場合その他やむを得ない事由により空家等の所有者等の同意を得られない場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知し、所有者等を確認することができない場合には、これを公表しなければならない。</p> <p>4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該措置に要した費用の全部又は一部の納付を命ずることができる。</p> <p>5 空家等の所有者等を確認することができない場合に緊急安全措置を講じた場合において、後に当該空家等の所有者等を確認することができたときは、第 3 項の規定に基づく公表の内容をその所有者等に通知するとともに、当該措置に要した費用の全部又は一部の納付を命ずることができる。</p>	

備考

処分基準

番 号	9-45
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例
根 拠 条 項	第 25 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 30 年亀岡市条例第 26 号
<p><b>【基準】</b> 第 25 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第 25 条 第 11 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した所有者等は、5 万円以下の過料に処する。</p>	
備考	

処分基準

番 号	10-1
担 当 部 署	会計管理室 財産管理課
電 話 番 号	0771-25-5160

処 分 の 概 要	指定の取消し等
法 令 ( 例 規 ) 名 根 拠 条 項	亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 第 7 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 17 年亀岡市条例第 4 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (指定の取消し等) 第 7 条 市長は、指定管理者が前条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 第 3 条第 3 項の規定は、指定管理者の取消し又は管理の業務の停止について準用する。</p> <p>3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	10-2
担 当 部 署	会計管理室 財産管理課
電 話 番 号	0771-25-5160

処 分 の 概 要	普通財産の貸付の解除
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市財務規則
根 拠 条 項	第 139 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 40 年亀岡市規則第 1 号
<p><b>【基準】</b> 第 139 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (契約の解除等) 第 139 条 契約権者は、次の各号に掲げる場合においては、契約を解除することができる旨の約定をしなければならない。 (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。 (2) 着手期間をすぎても着手しないとき。 (3) 工事請負契約にあつては、相手方契約者が建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項の規定による営業の停止又は同法第 29 条若しくは第 29 条の 2 の規定による許可の取消しを受けたとき。 (4) 前 3 号のいずれかに該当する場合を除くほか、相手方契約者が契約に違反したとき。 2 契約権者は、前項各号のいずれかに該当しない場合であってもやむを得ない理由があるときは、契約を解除し、又はその履行を中止させ、若しくはその一部を変更することができる旨の約定をすることができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	11-1
担 当 部 署	上下水道部 総務・経営課
電 話 番 号	0771-23-9388

処 分 の 概 要	用水供給の料金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市水道用水供給事業給水条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 2 年亀岡市条例第 35 号
<p><b>【基準】</b> 第 4 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (料金の徴収) 第 4 条 管理者は、別に定めるところにより、受水者から料金を毎月徴収する。</p>	
備考	

処分基準

番 号	11-2
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	料金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市飲料水供給施設給水条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 43 年亀岡市条例第 13 号
<p><b>【基準】</b> 第 4 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (料金) 第 4 条 料金は、次の区分により算出した合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。次項において同じ。)を加算した額とし、飲料水供給施設の利用者から徴収する。ただし、1 円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p>2 計量給水によるメーター使用料は、次の区分により算定した額に消費税等相当額を加算した額とし、飲料水供給施設の利用者から徴収する。ただし、1 円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	11-3
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	下水道排水設備指定工事業者の指定の取消し又は一時停止
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 11 年亀岡市公営企業管理規程第 5 号
<p><b>【基準】</b> 第 10 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (指定の取消し又は一時停止) 第 10 条 管理者は、指定工事業者から前条第 1 項の届出を受けたときは、指定を取り消すものとする。 2 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。 (1) 条例又はこの規程等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が指定工事業者として不適当と認めるとき。 3 前項の処分により、指定工事業者に損害を及ぼすことがあっても、市はその責めを負わない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	11-4
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	下水道排水設備工事責任技術者の登録の取消し又は効力の停止
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 11 年亀岡市公営企業管理規程第 5 号
<p><b>【基準】</b> 第 14 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (責任技術者の処分手続) 第 14 条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取消し又は登録の効力を停止する処分手続を府支部に求めることができる。 (1) 条例又はこの規程等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不相当と認めたとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	11-5
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	指定給水装置工事事業者の指定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市指定給水装置工事事業者規程
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市公営企業管理規程第 2 号
<p><b>【基準】</b> 第 8 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> 第 8 条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条の指定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不正の手段により第 5 条の指定を受けたとき。</li> <li>(2) 第 5 条各号に適合しなくなったとき。</li> <li>(3) 第 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</li> <li>(4) 第 12 条各項の規定に違反したとき。</li> <li>(5) 第 13 条に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従った適正な工事事業者の運営をすることができないと認められるとき。</li> <li>(6) 第 16 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</li> <li>(7) 第 17 条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</li> <li>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</li> </ol>	
備考	

## 処分基準

番 号	11-6
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	指定給水装置工事事業者の指定の停止
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市指定給水装置工事事業者規程
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年亀岡市公営企業管理規程第 2 号
<p><b>【基準】</b> 第 9 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (指定の停止) 第 9 条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	11-7
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	料金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市水道事業給水条例
根 拠 条 項	第 26 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 29 年亀岡市条例第 32 号
<p><b>【基準】</b> 第 26 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (料金の支払義務) 第 26 条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	11-8
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	加入金の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市水道事業給水条例
根 拠 条 項	第 36 条第 1 項及び第 2 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 29 年亀岡市条例第 32 号
<p><b>【基準】</b> 第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (加入金) 第 36 条 給水装置を新設し、又は増径しようとする者は、次の区分により算出した額に消費税等相当額を加算した額の加入金を納付しなければならない。ただし、1 円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>2 前項で定めるもののほか、給水区域のうち次に掲げる区域において給水装置を新設しようとする者は、次の区分により算出した額に消費税等相当額を加算した額を前項の加入金とあわせて納付しなければならない。ただし、1 円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p>	
備考	

処分基準

番 号	11-9
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	手数料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市水道事業給水条例
根 拠 条 項	第 38 条第 1 項及び第 2 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 29 年亀岡市条例第 32 号
<p><b>【基準】</b> 第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (手数料) 第 38 条 手数料は、次の各号の区分により申込者から申込み又は交付の際これを徴収する。 (1) 給水装置工事申請手数料 メーターの口径 手数料 25 ミリメートル未満 1 件につき 3,000 円 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル未満 1 件につき 6,000 円 50 ミリメートル以上 1 件につき 9,000 円 (2) 給水装置工事事業者指定手数料 区分 手数料 新規 1 件につき 10,000 円 更新 1 件につき 10,000 円 (3) 各種証明手数料 1 件につき 300 円 2 前項の規定にかかわらず、特別の費用を要するものについては、その実費を徴収する。</p>	
備考	

処分基準

番 号	11-10
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	給水の停止
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市水道事業給水条例
根 拠 条 項	第 44 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 29 年亀岡市条例第 32 号
<p><b>【基準】</b> 第 44 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (給水の停止) 第 44 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由が継続する間給水を停止し、損害のあったときは、これを賠償させることができる。 (1) 水道の利用者が、第 12 条の工事費、第 24 条第 3 項の修繕費、第 27 条の料金又は第 38 条の手数料を期限内に納入しないとき。 (2) 水道の利用者が、正当な理由なく第 21 条第 2 項のメーターの設置、第 28 条の使用水量の計量若しくは第 42 条の検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。 (4) 給水を濫用し、又は許可なく他人に分与し販売したとき。 (5) メーターの封印を破棄し、又は計量を不能にしたとき。 (6) 給水の中止若しくは停止中、止水栓又は制水弁を開栓し、又は管理者が施した封印を破棄したとき。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	11-11
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市水道事業給水条例
根 拠 条 項	第 46 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 29 年亀岡市条例第 32 号
<p><b>【基準】</b> 第 46 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第 46 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第 21 条第 2 項のメーターの設置、第 28 条の使用水量の計量、第 42 条の検査若しくは第 44 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(2) 正規の手続を経ないで工事を行い、又は給水装置を使用した者(第 47 条に該当する場合を除く。)</p> <p>(3) 給水栓を汚染の恐れのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めない者</p> <p>(4) 給水を濫用し、又は許可なく他人に分与し販売した者</p> <p>(5) メーターの封印を破棄し、又は計量を不能にした者</p> <p>(6) 給水の中止若しくは停止中、止水栓又は制水弁を開栓し、又は管理者が施した封印を破棄した者</p> <p>2 市長は、第 27 条の料金又は第 38 条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科することができる。</p>	
備考	

処分基準

番 号	11-12
担 当 部 署	上下水道部 下水道課
電 話 番 号	0771-56-9307

処 分 の 概 要	亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付取消
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 29 年亀岡市上下水道事業管理規程第 8 号
<p><b>【基準】</b> 第 12 条の規定による</p> <p><b>【根拠条文】</b> (交付決定の取消し等) 第 12 条 管理者は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付決定取消通知書(別記第 9 号様式)により通知するものとし、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	12-1
担 当 部 署	市立病院管理部 病院総務課
電 話 番 号	0771-29-2621

処 分 の 概 要	使用料及び手数料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例
根 拠 条 項	第 2 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 10 号
<p><b>【基準】</b> 第 2 条の規定による</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料及び手数料) 第 2 条 病院を利用する者は、使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料等の額は、次の各号に掲げる基準により算定した額とする。</p> <p>(1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法</p> <p>(2) 健康保険法第 85 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(3) 健康保険法第 88 条第 4 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第 78 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法</p> <p>(4) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 4 項第 1 号及び第 53 条第 2 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(5) 前各号に掲げるもの以外の使用料等で、法令に基づき厚生労働大臣が定める算定基準があるものについては、当該算定に関する各基準</p> <p>3 前項に定めるもののほか、病院を利用する者は、次に掲げる使用料等を納付しなければならない。</p> <p>(1) 特別療養環境室使用料 1 日 27,000 円以内で病院事業管理者(以下「管理者」とい</p>	

う。)が定める額

(2) 人間ドック基本料 44,000 円以内で管理者が定める額

(3) 文書料 1 通 5,000 円以内で管理者が定める額

(4) 死後処置料 10,000 円以内で管理者が定める額

(5) 訪問看護に係る交通費 1 回 500 円以内で管理者が定める額(通常の事業の実施地域外かつ病院から片道 10 キロメートル以上の場所で行う場合に限る。)

(6) 訪問診療に係る交通費 1 回 500 円以内で管理者が定める額

(7) 診察券再発行手数料 1 通につき 300 円

4 前 2 項の規定により難い使用料等については、管理者が別に定める。

5 この条の規定により使用料等を算定する場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により消費税が課される部分があるときは、当該課される部分に係る使用料等の額は、算定した額の合計額に、当該合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。この額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数の額を切り捨てる。)を加算した額とする。

備考

## 処分基準

番 号	12-2
担 当 部 署	市立病院管理部 病院総務課
電 話 番 号	0771-29-2621

処 分 の 概 要	駐車料金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例
根 拠 条 項	第3条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成16年亀岡市条例第10号
<p><b>【基準】</b> 第3条の規定による</p> <p><b>【根拠条文】</b> (駐車料金) 第3条 病院の駐車場を利用する者は、外来診療を受ける者その他管理者が別に定める者を除き、次表に定めるところにより駐車料金を納付しなければならない。 表 略</p>	
備考	

処分基準

番 号	12-3
担 当 部 署	市立病院管理部 病院総務課
電 話 番 号	0771-29-2621

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例
根 拠 条 項	第 5 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 10 号
<p><b>【基準】</b> 第 5 条の規定による</p> <p><b>【根拠条文】</b> (罰則) 第 5 条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第 2 条の使用料等の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科することができる。</p>	
備考	

処分基準

番 号	13-1
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-5052

処 分 の 概 要	使用許可の取消し等
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市立学校施設使用条例
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 6 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条第 1 項の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可条件に違反したとき。 (3) 使用許可を受けた後、市又は教育委員会若しくは学校教育の用に供するために当該施設を使用する必要が生じたとき。 (4) 災害その他不可抗力の理由により施設が使用できなくなったとき。 (5) 使用許可申請に虚偽の記載があったとき。 (6) その他教育委員会が必要と認めるとき。 2 前項の規定により使用者に損害を生じることがあっても、市及び教育委員会は、その責めを負わない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	13-2
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-5052

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市立学校施設使用条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年亀岡市条例第 6 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 7 条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	13-3
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	負担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 27 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (負担金) 第 7 条 前条の規定により入会の許可を受けた保護者(以下「利用者」という。)は、第 5 条に定める利用区分に応じ、別表に定める負担金を毎月末までに納入しなければならない。ただし、同一世帯において 2 人以上の児童が利用する場合においては、2 人目以降の児童に係る負担金は、無料とする。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	13-4
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市教育集会所条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 53 年亀岡市条例第 6 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 6 条 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	13-5
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市野外活動施設条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 57 年亀岡市条例第 25 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第 6 条 使用の許可を受けた者は、別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	13-6
担 当 部 署	教育部 図書館
電 話 番 号	0771-24-4710

処 分 の 概 要	利用の制限
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市立図書館条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	昭和 42 年亀岡市条例第 23 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (利用の制限) 第 6 条 次の各号の一に該当する者に対しては、館長は入館をさせず、又は図書館資料の閲覧若しくは 利用若しくは館外貸出しを許可しないことができる。 (1) 泥酔者又は利用者に迷惑を及ぼすと認められる者 (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携帯する者 (3) 貸出期限が過ぎても図書館資料を返戻しない者又は返戻しなかった者 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長が管理上支障があると認める者</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	14-1
担 当 部 署	その他の事務局 議会事務局
電 話 番 号	0771-25-5051

処 分 の 概 要	過料
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市議会個人情報保護条例
根 拠 条 項	第 57 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	令和 4 年亀岡市条例第 32 号
<p><b>【基準】</b> 第 57 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> 第 57 条 偽りその他不正の手段により、第 24 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。</p>	
備考	

## 処分基準

番 号	15-1
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	手数料の徴収
法 令 ( 例 規 ) 名	亀岡市手数料徴収条例
根 拠 条 項	第 2 条及び第 4 条
法 令 ( 例 規 ) 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 6 号
<p><b>【基準】</b> 第 2 条及び第 4 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (種類及び金額) 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1) 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料 1 通につき 450 円 (2) 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項 1 件につき 350 円 (3) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料 1 通につき 750 円 (4) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項 1 件につき 450 円 (5) 戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の</p>	

証明書の交付に係る手数料 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)

(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務に係る手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

(7) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行許可申請手数料 1両につき 750円

(8) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料 1件につき 86,000円

(9) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下「平成10年改正措置法」という。)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定に基づく優良宅地造成認定申請手数料 1件につき 86,000円

(10) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ若しくは第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定に基づく優良住宅新築認定申請手数料

ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき 1件につき 6,200円

イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 1件につき 8,600円

ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1件につき 13,000円

エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき 1件につき 35,000円

オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき 1件につき 43,000円

カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき 1件につき 58,000円

(11) 平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項

の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第 63 条の 2 第 3 項第 3 号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定に基づく良質住宅新築認定申請手数料

ア 新築住宅の床面積の合計が 100 平方メートル以下のとき 1 件につき 6,200 円

イ 新築住宅の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のとき 1 件につき 8,600 円

ウ 新築住宅の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のとき 1 件につき 13,000 円

エ 新築住宅の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のとき 1 件につき 35,000 円

オ 新築住宅の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるとき 1 件につき 43,000 円

(12) 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 20 条の 2 第 6 項の規定に基づく特定の民間再開発事業認定申請手数料 1 件につき 31,000 円

(13) 租税特別措置法施行令第 25 条の 4 第 2 項の規定に基づく特定民間再開発事業認定申請手数料 1 件につき 32,000 円

(14) 租税特別措置法施行令第 25 条の 4 第 16 項又は第 39 条の 7 第 13 項の規定に基づく地区外転出事情認定申請手数料 1 件につき 24,000 円

(15) 租税特別措置法施行令第 41 条各号又は第 42 条第 1 項の規定に基づく住宅用家屋証明申請手数料 1 件につき 1,300 円

(16) 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 2 項の規定に基づく犬の登録手数料 1 頭につき 3,000 円

(17) 狂犬病予防法第 5 条第 2 項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 1 件につき 550 円

(18) 狂犬病予防法施行令(昭和 28 年政令第 236 号)第 1 条の 2 の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料 1 件につき 1,600 円

(19) 狂犬病予防法施行令第 3 条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 1 件につき 340 円

(20) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 19 条の規定に基づく飼養の登録・登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1 件につき 3,400 円

(21) 京都府屋外広告物条例(昭和 28 年京都府条例第 30 号)第 4 条又は第 5 条の規定に基づく屋外広告物の表示等の許可申請手数料

ア 屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類(「広さ」とは広告物の表示面積をいう。) 1 基又は 1 個につき 広さ 5 平方メートルまで 1,500 円 広さ 5 平方メートルを超える部分につき 5 平方メートルまでごとに 750 円

イ 軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類(「広さ」とは広告物の表示面

積をいう。) 1枚、1基又は1個につき 広さ5平方メートルまで 1,000円 広さ5平方メートルを超える部分につき5平方メートルまでごとに 500円

ウ 気球広告物 1個につき 750円

エ 横断幕及び幕広告 1張につき 250円

オ 電柱広告物及び街灯柱広告物 1個につき 250円

カ 立看板、はり札、導標板、スタンドその他これらに類するもの 1個につき 250円

キ はり紙 100枚までごとに 300円

(22) 土地についての証明手数料 1件につき 300円

ただし、3筆までを1件とし、1筆を加えるごとに50円を徴収する。

(23) 建物についての証明手数料 1件につき 300円

ただし、3棟までを1件とし、1棟を加えるごとに50円を徴収する。

(24) 身分証明手数料 1件につき 300円

(25) 住民基本台帳関係簿に関する証明手数料 1件につき 400円

(26) 住民基本台帳関係簿に関する閲覧手数料 1回につき 300円

ただし、30世帯までを1回とし、30世帯を増すごとに300円を加算する。

(27) 削除

(28) 印鑑登録証の交付手数料 1件につき 300円

(29) 印鑑についての証明手数料 1件につき 400円

(30) 削除

(31) 土地その他の被害についての証明手数料 1件につき 300円

ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被害についての証明は、その災害の日から3箇月以内に限り無料とする。

(32) 公簿、公文書、図面の閲覧照会に係る手数料 1回につき 300円

(33) 所得、課税、納税についての証明手数料 1件につき 300円

ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明については、無料とする。

(34) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為のうち、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可申請に対する審査手数料

ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき 8,600円

イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 1件につき 22,000円

ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 1件につき 43,000円

エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 86,000円

オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満の場合 1件につき

130,000 円

カ 開発区域の面積の合計が 3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
170,000 円

キ 開発区域の面積の合計が 6.0 ヘクタール以上 10.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
220,000 円

ク 開発区域の面積の合計が 10.0 ヘクタール以上の場合 1 件につき 300,000 円

(35) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく開発行為のうち、主として住宅  
以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作  
物の建設の用に供する目的で行う開発行為の許可申請に対する審査手数料

ア 開発区域の面積の合計が 0.1 ヘクタール未満の場合 1 件につき 13,000 円

イ 開発区域の面積の合計が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
30,000 円

ウ 開発区域の面積の合計が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
65,000 円

エ 開発区域の面積の合計が 0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
120,000 円

オ 開発区域の面積の合計が 1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
200,000 円

カ 開発区域の面積の合計が 3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
270,000 円

キ 開発区域の面積の合計が 6.0 ヘクタール以上 10.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
340,000 円

ク 開発区域の面積の合計が 10.0 ヘクタール以上の場合 1 件につき 480,000 円

(36) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく開発行為のうち、その他((34)  
及び(35)以外のもの)の場合

ア 開発区域の面積の合計が 0.1 ヘクタール未満の場合 1 件につき 86,000 円

イ 開発区域の面積の合計が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
130,000 円

ウ 開発区域の面積の合計が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
190,000 円

エ 開発区域の面積の合計が 0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
260,000 円

オ 開発区域の面積の合計が 1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
390,000 円

カ 開発区域の面積の合計が 3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき  
510,000 円

キ 開発区域の面積の合計が 6.0 ヘクタール以上 10.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき 660,000 円

ク 開発区域の面積の合計が 10.0 ヘクタール以上の場合 1 件につき 870,000 円

(37) 都市計画法第 35 条の 2 の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査手数料(1 件につき次に掲げるアからウまでの額を合算した額)。ただし、その額が 870,000 円を超えるときは、870,000 円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前項に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項の区分に従い、それぞれに定める額

ウ その他の変更 1 件につき 10,000 円

(38) 都市計画法第 41 条第 2 項ただし書(同法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査手数料 1 件につき 46,000 円

(39) 都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査手数料 1 件につき 26,000 円

(40) 都市計画法第 43 条第 1 項の規定に基づく建築物等の許可の申請に対する審査手数料

ア 開発区域の面積の合計が 0.1 ヘクタール未満の場合 1 件につき 6,900 円

イ 開発区域の面積の合計が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の場合 1 件につき 18,000 円

ウ 開発区域の面積の合計が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満の場合 1 件につき 39,000 円

エ 開発区域の面積の合計が 0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき 69,000 円

オ 開発区域の面積の合計が 1.0 ヘクタール以上の場合 1 件につき 97,000 円

(41) 都市計画法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査手数料

ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積の合計が 1.0 ヘクタール未満の場合 1 件につき 1,700 円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積が

1.0 ヘクタール以上の場合 1件につき 2,700円

ウ その他の場合 1件につき 17,000円

(42) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料 1枚につき 470円

(43) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく証明手数料 1枚につき 400円

(44) その他の証明手数料 1件(回)につき 300円

(45) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

(46) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回路で接続された通信端末機器で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により交付される次に掲げる証明書等の交付に係る手数料の金額は、それぞれ当該各号に定める

額とする。

- (1) 住民票の写しの交付手数料 1通につき 200円
- (2) 住民票記載事項証明書の交付手数料 1通につき 200円
- (3) 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 200円

3 第1項各号に規定する証明で、数事項を一括して請求する場合は、その事項ごとに1件とし、同一事項の証明を2通以上請求する場合は、1通ごとに1件とし、数人が共同して請求する場合は、1人ごとに1件とする。

(手数料の徴収の時期等)

第4条 手数料は、第2条第1項及び第2項に規定する手数料を徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収する。

2 既納の手数料は、請求事項を変更し、又は取り消した場合でもこれを還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により市長が特に必要と認める場合は、手数料を還付する。

備考

## 処分基準

番 号	15-2
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	手数料の徴収を免れた者の過料
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市手数料徴収条例
根 拠 条 項	第 7 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 12 年亀岡市条例第 6 号
<p><b>【基準】</b> 第 7 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第 7 条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。) 以下の過料に処する。</p>	
備考	

### 処分基準

番 号	15-3
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	使用の制限
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営火葬場条例
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 16 号
<p><b>【基準】</b> 第 4 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用の制限) 第 4 条 火葬場の管理上やむを得ない事情があるときは、使用の許可を取り消し、又は許可しないことができる。</p>	
<p>備考 窓口は、市民課 条例所管課は、火葬場整備推進課</p>	

## 処分基準

番 号	15-4
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	使用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	亀岡市営火葬場条例
根 拠 条 項	第 6 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年亀岡市条例第 16 号
<p><b>【基準】</b> 第 6 条の規定による。</p> <p><b>【根拠条文】</b> (使用料の徴収) 第 6 条 使用料は、前納とし、第 3 条の規定による使用許可の際これを徴収する。 2 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>	
<p>備考 窓口は、市民課 条例所管課は、火葬場整備推進課</p>	